

符号	【原告の主張】	【被告らの主張】
原告商品①の形態		
基本的形態		
A1	横長長方形のバッグ本体及び左右の一对のハンドル(持ち手)からなる婦人用ハンドバッグである。	バッグ本体及び左右の一对のハンドル(持ち手)からなる婦人用ハンドバッグである。
B1	バッグ本体は、側壁を取り巻く上下方向にそれぞれ所定長さの帯状の合成皮革を3つの段(ティアード)状に重ねた、いわゆる3段ティアード型である。	バッグ本体は、側壁を取り巻く帯状の合成皮革を上下方向に3段に重ねた、いわゆる3段のティアード型である。
C1	バッグ本体の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドの開口部をオープンな副収納部とする、いわゆる両あおりである。	バッグ本体の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドの開口部をオープンな副収納部としている、いわゆる両あおりである。
具体的形態		
D1	外革は、凹凸のほとんどない滑らかな質感を有している。	外革は、凹凸のない滑らかな質感を有している。
E1	バッグ本体の寸法は、高さ22cm、幅30cm、奥行き12cmである。	バッグ本体(ハンドルを除く)の寸法は、高さ22cm、幅30cm、奥行き12cmである。
F1	バッグのカラーバリエーションには、ブラック、ピンク、ベージュ、シルバー、ワイン、チョコがある。	バッグのカラーバリエーションには、ブラック、ピンク、ベージュ、シルバー、ワイン、チョコがある。
G1	—	ティアード型を形成する3段の各側壁のうち、上段と中段の側壁内面の対向面は、素材がシワナイロンでざらざらした質感を有しており、その色彩は、側壁の色彩がチョコのバッグについてはやや薄いチョコであり、その他のカラーバリエーションのバッグについては不知。
H1	バッグ本体の底面は、略角丸横長長方形であり、側面との縫い面にポストミン加工が施されている。	バッグ本体の底面は、略角丸横長長方形であり、側面との縫い面にポストミン加工が施されている。
I1	左右一对の各ハンドルは全長にわたって同じ幅を有し、バッグ本体と同一素材で構成され、バッグ本体の開口部の両内側に露出しないように縫い付けられ、逆U字状にバッグ本体と同程度の高さでバッグ本体の開口部から外部に突出して設けられている。	左右一对の各ハンドルは、バッグ本体と同一素材で、バッグ本体の開口部の両内側から、逆U字状にバッグ本体と同程度の高さで突出して設けられている。
J1	各ハンドルは、バッグ本体と同一素材を芯材に巻き付け長手方向に折り重ねて縫い目が内側幅方向中央に形成されている。	各ハンドルは、バッグ本体と同一素材を長手方向に折重ねて、縫い目を内側幅方向中央に形成している。
K1	一方のハンドルの一端には、皮革製の紐で、円形状の合成皮革の上に十字の縫い目が施された合成皮革を重ね合わせて形成した原告の登録商標を表わす吊り飾りが吊り下げられている。	一方のハンドルの一端には、皮革製の紐で、円形状の合成皮革の上に十字の縫い目が施された十字型の合成皮革を重ね合わせて形成した吊り飾りが吊り下げられている。
L1	—	バッグ本体の主収納部のファスナーの終端部は、主収納部の上縁端部に配されている。
M1	バッグ本体のあおりの副収納部の一方には、横幅の長さが異なる小ポケットが2つ設けられ、他方のあおりの副収納部にはファスナーポケットが設けられている。	一方の副収納部の主収納部に対する壁面には、上縁開放の横幅の長さが異なる大小の小ポケットが横方向に連続して設けられ、他方の副収納部の主収納部に対する壁面にはファスナーポケットが設けられている。
N1	—	前記小ポケットの両者には、いわゆるマチが設けられている。
O1	—	前記他方の副収納部には、ファスナー直下の布面中央に横長の長方形の合成皮革製のタグが縫い付けられ、このタグには、上段に「RI」のロゴマーク、下段に「Piamonte Lusso」の文字が横書き表示されている。
原告商品②の形態		
基本的形態		
A2	正方形のバッグ本体及びショルダーベルトからなる婦人用ショルダーバッグである。	バッグ本体及びショルダーベルトからなる婦人用ショルダーバッグである。
B2	バッグ本体は、側壁を取り巻く上下方向にそれぞれ所定長さの帯状の合成皮革を3つの段(ティアード)状に重ねた、いわゆる3段ティアード型である。	バッグ本体は、側壁を取り巻く帯状の合成皮革を上下方向に3段に重ねた、いわゆる3段のティアード型である。
C2	バッグ本体の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドの開口部をオープンな副収納部とする、いわゆる両あおりである。	バッグ本体の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドの開口部をオープンな副収納部としている、いわゆる両あおりである。
具体的形態		
D2	外革は、凹凸のほとんどない滑らかな質感を有している。	外革は、凹凸のない滑らかな質感を有している。
E2	バッグ本体の寸法は、高さ26cm、幅26cm、奥行き7cmである。	バッグ本体の寸法は、高さ26cm、幅27cm、奥行き7cmである。
F2	バッグのカラーバリエーションには、ブラック、ピンク、ベージュ、シルバー、ワイン、チョコがある。	バッグのカラーバリエーションには、ブラック、ピンク、ベージュ、シルバー、ワイン、チョコがある。
G2	—	ティアード型を形成する3段の各側壁のうち、上段と中段の側壁内面の対向面は、素材がシワナイロンでざらざらした質感を有しており、その色彩は、側壁の色彩がベージュのバッグについてはやや薄いベージュであり、その他のカラーバリエーションのバッグについては不知。
H2	バッグ本体の底面は、略角丸横長長方形であり、側面との縫い面にポストミン加工が施されている。	バッグ本体の底面は、略角丸横長長方形であり、側面との縫い面にポストミン加工が施されている。
I2	ショルダーベルトは、バッグ本体の開口部の一端内側に、その一端部を縫い付けた布製のベルト部の他方端部が、バッグ本体の開口部の他端内側に設けられているブラケット(紐通し金具)に通されて中間に配された長さ調節金具に取り付けられて長さ調節可能に設けられている。	ショルダーベルトは、バッグ本体の開口部一端の内側から突出して設けられたベルト部が、他端の内側に設けられているブラケット(紐通し金具)に通して設けられ、中間に長さ調節金具を有している。
J2	ショルダーベルトには、長手方向に等間隔の5条の織模様は施されている。	ショルダーベルトには、長手方向に等間隔の5条の織模様は施されている。
K2	ショルダーベルトの一端には、皮革製の紐で、円形状の合成皮革の上に十字の縫い目が施された合成皮革を重ね合わせて形成した原告の登録商標を表わす吊り飾りが吊り下げられている。	ショルダーベルトの一端には、皮革製の紐で、円形状の合成皮革の上に十字の縫い目が施された十字型の合成皮革を重ね合わせて形成した吊り飾りが吊り下げられている。
L2	—	バッグ本体の主収納部のファスナーの終端部は、主収納部の上縁端部から内部に略3cm程度入り込んでいる。
M2	バッグ本体のあおりの副収納部の一方には、横幅の長さが異なる小ポケットが2つ設けられ、他方のあおりの副収納部にはファスナーポケットが設けられている。	一方の副収納部の主収納部に対する壁面には、上縁開放の横幅の長さが異なる大小の小ポケットが横方向に連続して設けられ、他方の副収納部の主収納部に対する壁面にはファスナーポケットが設けられている。
N2	—	前記小ポケットの両者には、いわゆるマチが設けられている。
O2	—	前記他方の副収納部には、ファスナー直下の布面中央に横長の長方形の合成皮革製のタグが縫い付けられ、このタグには、上段に「RI」のロゴマーク、下段に「Piamonte Lusso」の文字が横書き表示されている。

符号	【原告の主張】(被告らの主張に対する認否を含む。)	【被告らの主張】
被告商品①の形態		
基本的形態		
a1	横長形状のバッグ本体及び左右の一对のハンドル(持ち手)及びショルダーベルトからなる婦人用ハンドバッグである。	バッグ本体及び左右の一对のハンドル(持ち手)及びショルダーベルトからなる婦人用ハンドバッグである。
b1	被告らの主張を否認する。原告の主張B1と同様に「所定の長さ」という記載をすべきである。	バッグ本体は、側壁を取り巻く帯状の合成皮革を上下方向に3段に重ねた、いわゆる3段のティアード型である。
c1	被告らの主張を認める。	バッグ本体部の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドを開口部をオープンな副収納部としている、いわゆる両ありである。
具体的形態		
d1	被告らの主張を否認する。合成皮革による細かな凹凸があるという趣旨であれば認める。	外革は、牛革状の多数のしわ模様によるつぶつぶした質感を有している。
e1	被告らの主張を認める。	バッグ本体(ハンドルを除く。)の寸法は、高さ22cm、幅30cm、奥行き12cmである。
f1	不知	バッグのカラーバリエーションには、黒、チョコ及びベージュがある。
g1	被告らの主張について、3段ティアードの上段及び中段の合成皮革部分をめくと、被告商品①はめくった内側まですべて商品外形と同じ合成皮革が使用されているという趣旨であれば認める。	ティアード型を形成する3段の各側壁のうち、上段と中段の側壁内面の対向面は、側壁と同じ合成皮革を素材としており、側壁と同じ質感・色調である。
h1	被告らの主張を認める。	バッグ本体の底面は、略角丸横長形状であり、側面との縫い面に玉芯加工が施されている。
i1	被告らの主張について、ショルダー部分については、認め、その余の部分は否認する。原告の主張I1と一致する趣旨であれば認める。	左右一对の各ハンドルは、バッグ本体と同一素材で、バッグ本体の開口部の両内側から、逆U字状にバッグ本体と同程度の高さで突出して設けられ、また、ショルダーベルトは、バッグ本体の開口部両端の内側に固定したブラケット(紐通し金具)を介して設けられ、中間に長さ調節金具を有している。
j1	被告らの主張を認める。	各ハンドルは、バッグ本体と同一素材を長手方向に折重ねて、縫い目を内側幅方向中央に形成し、ショルダーベルトには、長手方向に等間隔の5条の縦模様が施されている。
k1	被告らの主張を認める。	一方のハンドルの一端には、花柄模様で型抜きされた金属製プレートの吊飾りが玉鎖で吊り下げられている。
l1	被告らの主張を認める。	バッグ本体の主収納部のファスナーの終端部は、主収納部の上縁端部に記されている。
m1	被告らの主張について、原告の主張と一致する限りで認める。	一方の副収納部の主収納部に対向する壁面には、上縁開放の横幅の長さが異なる大小の小ポケットが横方向に連続して設けられ、他方の副収納部の主収納部に対向する壁面にはファスナーポケットが設けられている。
n1	被告らの主張を認める。	前記大小の小ポケットのうち、小さな小ポケットにはいわゆるマチが設けられており、大きな小ポケットにはマチが設けられていない。
o1	被告らの主張を認める。	両収納部の布地には、「ZAZA」の文字のプリントがジグザグの地模様状に多数施されている。
被告商品②の形態		
基本的形態		
a2	正方形のバッグ本体及びショルダーベルトからなる婦人用ショルダーバッグである。	バッグ本体及びショルダーベルトからなる婦人用ショルダーバッグである。
b2	被告らの主張を否認する。原告の主張B2と同様に「所定の長さ」という記載をすべきである。	バッグ本体は、側壁を取り巻く帯状の合成皮革を上下方向に3段に重ねた、いわゆる3段のティアード型である。
c2	被告らの主張を認める。	バッグ本体部の内部は、幅方向に3つの収納部に分割して、その中央の開口部をファスナーで開閉可能な主収納部とし、その両サイドを開口部をオープンな副収納部としている、いわゆる両ありである。
具体的形態		
d2	被告らの主張を否認する。合成皮革による細かな凹凸があるという趣旨であれば認める。	外革は、牛革状の多数のしわ模様によるつぶつぶした質感を有している。
e2	被告らの主張を認める。	バッグ本体の寸法は、高さ26cm、幅26cm、奥行き7cmである。
f2	不知	バッグのカラーバリエーションには、黒、チョコ及びベージュがある。
g2	被告らの主張について、3段ティアードの上段及び中段の合成皮革部分をめくと、被告商品②はめくった内側まですべて商品外形と同じ合成皮革が使用されているという趣旨であれば認める。	ティアード型を形成する3段の各側壁のうち、上段と中段の側壁内面の対向面は、側壁と同じ合成皮革を素材としており、側壁と同じ質感・色調である。
h2	被告らの主張を認める。	バッグ本体の底面は、略角丸横長形状であり、側面との縫い面に玉芯加工が施されている。
i2	被告らの主張について、ショルダー部分については、ベルトの取り付け方がバッグの両端の内側から高さ約15mmのブラケット用のループが取り付けられ、両端のループにブラケットが取り付けられているという趣旨であれば認める。	ショルダーベルトは、バッグ本体の開口部両端の内側にそれぞれ固定したブラケット(紐通し金具)を介して設けられ、中間に長さ調節金具を有している。
j2	被告らの主張を認める。	ショルダーベルトには、長手方向に等間隔の5条の縦模様が施されている。
k2	被告らの主張を認める。	ショルダーベルトの一端には、花柄模様で型抜きされた金属製プレートの吊飾りが玉鎖で吊り下げられている。
l2	被告らの主張を認める。	バッグ本体の主収納部のファスナーの終端部は、主収納部の上縁端部に記されている。
m2	被告らの主張について、原告の主張と一致する限りで認める。	一方の副収納部の主収納部に対向する壁面には、上縁開放の横幅の長さが異なる大小の小ポケットが横方向に連続して設けられ、他方の副収納部の主収納部に対向する壁面にはファスナーポケットが設けられている。
n2	被告らの主張を認める。	前記大小の小ポケットのうち、小さな小ポケットにはいわゆるマチが設けられており、大きな小ポケットにはマチが設けられていない。
o2	被告らの主張を認める。	両収納部の布地には、「ZAZA」の文字のプリントがジグザグの地模様状に多数施されている。